

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会傍聴規則(抜粋)

本則

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他高知県教育長(以下「教育長」という。)が必要があると認める事項を傍聴人受付簿に記入し、教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 略
- (2) 凶器その他危険であると認められる物品を携帯している者
- (3) 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目及び形状に関わりなく、これらのものを携帯している者
- (4) 略
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が会議を傍聴することが不適当であると認める者

(入場の制限)

第4条 教育長は、傍聴席が満席となったときは、新たな傍聴人の入場を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項等)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 略
- (2) 理由の有無にかかわらず、議場に入らないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明する言動又は行動をしないこと。

旧

高知県教育委員会傍聴規則(抜粋)

本則

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他高知県教育委員会委員長(以下「委員長」という。)の必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 略
- (2) 凶器その他危険と認められる物品を携帯している者
- (3) 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目及び形状のいかんを問わずこれらのものを携帯している者
- (4) 略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員長が会議を傍聴することが不適当と認める者

(入場の制限)

第4条 委員長は、傍聴席が満席となったときは、新たな傍聴人の入場を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項等)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 略
- (2) いかなる理由があろうとも議場に入らないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明する言動及び行動をしないこと。

(4)・(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるおそれがある行為をしないこと。

2 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

3 傍聴人が前2項の規定に違反したときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(教育長の指示の遵守)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(4)・(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

3 傍聴人が前2項の規定に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委員長の指示)

第7条 前各条に規定するもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。